

高石市駅前広場条例(案)

パブリックコメント実施要領

1. 募集内容

高石市駅前広場条例(案)に対するパブリックコメントを実施します。

本条例は、にぎわいづくりの拠点及び市民の憩いの場を提供するために制定します。

2. 公表資料

- ・高石市駅前広場条例(案)
- ・高石市駅前広場条例(案)の概要

3. 公表資料の入手(閲覧方法)

・公共施設設置場所は下記のとおり

市役所[駅周辺整備課]、市役所2階 行政資料コーナー、とろしプラザ、
デージードーム、各公民館、各図書館、総合保健センター、障がい者ふれあいプラザ

・高石市ホームページ <https://www.city.takaishi.lg.jp>

4. 募集期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月23日(金)まで

5. 応募方法

意見提出用紙に必要事項をご記入のうえ、令和8年1月23日(金)(必着)までに、
駅周辺整備課へ提出願います。(持参、郵送、FAX、Eメール可)

《持参》

高石市役所 本館2階 駅周辺整備課窓口

《郵送》

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号

高石市 土木部 駅周辺整備課 宛

《FAX》

072-263-6116

《Eメール》

e-ekishu@city.takaishi.lg.jp

6. ご意見・ご提言の取扱い

- ① ご意見・ご提言の概要とそれに対する市の考え方などについて、ホームページ等により一定期間公表します。(ご意見・ご提言に対する回答等について、個別連絡はしませんのでご了承下さい。)
- ② 類似のご意見・ご提言については、まとめて公表することがあります。
- ③ ご意見・ご提言の募集は、具体的な意見等を収集することを目的にしています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、市の考え方を示さない場合があります。

7. ご意見・ご提言を頂く際の留意点

- ① 個人で提出の場合は、氏名・住所を、団体で提出の場合は、団体名・所在地を必ず記載して下さい。記載の無い場合、受け付けておりませんので、ご注意下さい。また、記述内容について確認させて頂く場合がありますので、連絡先(電話番号、FAX番号又はEメールアドレス)のご記入もお願い致します。なお、これらの情報の公開はいたしません。
- ② 電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮願います。

8. 問合先

高石市 土木部 事業推進室 駅周辺整備課

TEL072-275-6410(直通)